

庁有自転車の交通事故の和解について

区職員が運転する庁有自転車と車両との交通事故（以下「本件事故」といいます。）に係る損害賠償請求事件について、令和2年3月19日に東京簡易裁判所において判決が言い渡されましたが、区は判決の内容を不服として同月27日に東京地方裁判所に控訴しました。

その後、東京地方裁判所から和解が提案され、双方がこれに応じたことから、令和2年12月11日に本件事故に係る訴訟事件（以下「本件事件」といいます。）について和解が成立しました。

1 事故の概要

- (1) 発生日時 平成31年2月21日（木） 午前11時00分頃
- (2) 発生場所 港区芝浦一丁目9番
- (3) 事故車両 庁有自転車（電動アシスト付き）
- (4) 相手方車両 普通乗用自動車
- (5) 事故の状況

出張中の職員が、庁有自転車でみなとパーク芝浦北側の区道（特別区道第829号線）を田町駅方面から芝浦一丁目交差点方面へ走行していたところ、当該区道上から後退により駐車場へ進入しようとしていた相手方車両と衝突しました。

- (6) 損害状況

相手方車両のリアバンパー右側に擦り傷。

2 訴訟の経過

令和元年 6月 5日 区に訴状が届く。（出訴日：令和元年6月3日）

【区に対する請求の内容】

- ・被告（区）は、原告（相手）に対し、4万8,683円及び遅延損害金を支払うこと。
- ・被告（区）は、訴訟費用を負担すること。

令和2年 3月19日 判決

【判決内容】

- ・被告（区）は、原告（相手）に対し、4万8,683円及び遅延損害金を支払うこと。
- ・被告（区）は、訴訟費用を負担すること。

27日 区は東京地方裁判所に控訴を提起

10月14日 口頭弁論終結後に和解の提案

【和解の提案内容】

- ・控訴人（区）は、被控訴人（相手）に対し、解決金として2万2,129円を支払う。
- ・訴訟費用は各自の負担とする。

11月 9日 双方が和解の提案を受諾

12月11日 和解成立

3 和解に至る経緯

東京簡易裁判所の判決は、区の主張が全面的に認められず敗訴の内容であったことから、区は東京地方裁判所に控訴しました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、本件事件に係る控訴審の審理については進行が停止していましたが、令和2年10月14日の第1回期日において、口頭弁論終結後、裁判官より負担割合を「控訴人（区）：被控訴人（相手）＝5：5」とした和解の提案がありました。

控訴審裁判所から提示された和解提案は、原審判決を含めたこれまでの経緯を踏まえ、負担割合を含めてやむを得ないものであると判断し、和解に応じることとしました。

4 和解による解決金について

和解により区が負担する解決金は、相手側車両の修理代金4万4,258円のうち、負担割合に応じて算定した額2万2,129円となります。

なお、訴訟において別途請求されていた弁護士費用（修理代金の1割）及び本件事故により生じた損害に係る支払済みまでの遅延損害金は除外されています。

5 今後の予定

令和3年2月 令和3年第1回定例会（専決処分の報告）